

トータルコンサルティングオフィス

# 税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102  
〒310-0015 梅善ビル 2・3階  
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793  
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp  
http://hiramoto-office.com/

## 税理士の独り言

国語辞典の新聞広告に経営者の「社長」の語釈が掲載されていました。「最高の矛であり、最高の盾である」「尻をまくる人ではなく、腹をくくる人」「なってみて何一つ自由にならないことを思い知らされる存在」等、クールに自己分析して、理想や目標を語っています。

自分の考えの中にある矛盾を知り、葛藤の果てに辿り着いた言葉が自分の言葉です。言葉は「言霊」とも呼ばれその人の哲学や信念を表します。言葉の深みはその人の深みであり思考と行動の積み重ね、何より「言行一致」で作られるものです。

## 私の書棚より

○「自分を高めたい」「社会に貢献したい」といった「志」に献身する姿が周りの人の共感と呼び、その人たちが力を貸したい、力になりたいと思ったとき、はじめてリーダーシップが生まれる。

○信頼こそが組織の力の根源とっていいだろう。そして、リーダーとは、この信頼をつくり出す人間のことである。

「リーダーという生き方」  
佐々木常夫著 WAVE出版

## 税務アンテナ

□平成27年4月1日以後開始課税期間から、消費税の簡易課税制度のみなし仕入率について、金融業・保険業の仕入率が60%から50%の第5種に、不動産業が50%から新たに設けられた40%の第6種に区分されます。

ただし、経過措置で平成26年9月30日までに簡易課税選択届出書を提出した場合には適用開始課税期間の初日から2年間は、現行のみなし仕入率を適用できます。これは、平成27年4月1日以後開始課税期間以後の強制適用期間に限られます。このため簡易課税制度を2年以上継続している事業者には経過措置は適用されません。

□学校のPTA、労働組合、町内会、マンションの管理組合等の「人格のない社団等」は、法人とみなされ法人税法の規定が適用されます。

ただし、収益事業を営まない限り税務申告の必要はありませんが、継続した事業場を設け、不動産貸付業や駐車場業等の収益事業を営む場合には法人税が課税されます。無申告分を申告する場合には、原則として5年分が必要になります。

なお、無申告加算税は納付税額の15～20%となりますが、更正又は決定がされることを予知してされたものでないときは5%となります。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

## 6月の税務スケジュール

10日	○5月分の源泉所得税の納付
15日	○所得税の予定納税額の通知 (休日につき16日)
30日	○4月決算法人の確定申告 ○10月決算法人の中間申告 (予定申告) ○7月、10月、26年1月決算法人の消費税中間申告

30日	○6月決算法人の消費税各種 選択届出書提出
-----	--------------------------

今月の贈る言葉『過ちはもう大丈夫という高さのところでおきるものだ』by 吉田兼好

